

中小企業チャレンジ支援事業（ビジネスモデル構築支援）運營業務委託 業 務 仕 様 書

1. 業務概要

（1）事業の目的

平成24年3月に中小企業支援についての市の考え方を豊中市中小企業チャレンジ促進プランとして策定した。平成29年4月に改定を行い、「地域産業の活性化に向けた起業・創業支援」「自社の強みを活かしたビジネスモデル構築」「地域での連携を活かした中小企業の経営基盤の強化」を柱に施策を再整理した。

本事業では、「自社の強みを活かしたビジネスモデル構築」を支援するため、様々な業種・テーマを対象に事業所訪問などを通じて、市内事業者への支援と、中小企業のチャレンジを促していくことを目的としている。

（2）業務内容

豊中市中小企業チャレンジ促進プランの基本的な考え方にとっとり、業種や業歴にとらわれることなく、それぞれの事業所や経営の状況を把握し、事業所支援や連携促進のコーディネートを通じて、自立と発展をめざす企業を支援する事業を以下のとおり実施していく。

①事業所の訪問及び事業所の課題や経営の状況把握

- ・ 経済センサスや各種統計データを基に、市域全体における事業所の件数・課題・経営状況等を調査・分析し、得られた結果を事業所訪問に反映させる企画立案を行う。
- ・ 産業分野を問わず、中小企業を中心とした事業所を80件以上訪問し、実態やニーズを把握するとともに、(仮称)新・産業ビジョンの策定状況に応じて、柔軟に調査を行う。
- ・ 事業所を訪問した際には、市の支援内容やセミナー等の周知・案内を行うとともに、お互いの情報交換を行う。

②事業所支援、連携促進のコーディネート

- ・ 事業所への訪問を行う中で、事業者への経営支援や事業者によるチャレンジが促進すると見込まれる際には、必要に応じた市の専門家派遣事業や、関係機関の制度の活用へのコーディネートを行う。

③報告

- ・ ①、②の業務について随時報告を行うこと。その他、市が求める場合には、随時報告に応じること。
- ・ 市が求める場合には、報告する項目・様式等について変更、修正すること。
- ・ 事業完了時は、速やかに業務完了報告書を提出し、本事業に係る成果物をデータにて納品すること。

④その他

- ・ 業務を遂行するにあたり、市と緊密に連絡を取りながら進めること。
- ・ 業務遂行上、疑義が生じた場合は市と協議を踏まえて必要な事項を決定するものとする。

（3）事業期間

令和2年（2020年）4月1日～令和3年（2021年）3月31日とする。